一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市山崎一四二から一五六まで、一四五の子、一五五の子、一七〇、一七一、一七三、一七五、一七六、一七九から一八二まで、一八四、二五九の子、二七三の辰
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市明星寺字河内八四七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字河内八四七の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口二一六七の二、二一七七の一、二一八四の二、二一八四の三、二一八八の二、二一九〇の一、二一九〇の二、二一九三、二二〇一の一、二二〇一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山口二一八四の二・二一八四の三・二一九〇の一・二一九〇の二・二一九三・二二〇一の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二一八八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町大沢字坂ノ下四九の一、五二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂ノ下四九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙二〇一七の一、二〇一七の五、二〇一七の八、二〇一八の六、富田ロ七八の一、ロ八三、ロ八三の一、ロ一二二、ロ一二七、ロ一二九、ロ一三〇の一、ロ二三五、ロ二三七、ロ四〇四の一、ロ四〇四の二、ロ四七九の一、ロ四九八、ロ四九九の一、ロ五七五の九、ロ五七八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

令和七年六月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
二	株式会社福島銀行	福島県福島市万世町二番五号
三	株式会社大東銀行	福島県郡山市中町十九番一号
四	株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目九番三十八号
五	米沢信用金庫	山形県米沢市大町五丁目四番二十七号
六	盛岡信用金庫	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目四番六号
七	水沢信用金庫	岩手県奥州市水沢字日高西七十一番地一
八	高岡信用金庫	富山県高岡市守山町六十八番地
九	にいかわ信用金庫	富山県魚津市双葉町六番五号
十	東濃信用金庫	岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一
十一	備前日生信用金庫	岡山県備前市伊部千六百六十番地の七